

記入例

令和 8年 5月 15日

勝浦町長 殿

氏名は自署してください。
押印は不要です

基本的には、所有者が申請してください。（所有者が亡くなっている場合は相続人で可。その場合、所有者との関係が分かる書類（戸籍謄本等）を提出してください。）

補助対象者
郵便番号 〒771-4305
住所 勝浦町大字久国字久保田3
フリガナ カツウラ タロウ
氏名 勝浦 太郎
電話番号 090-0000-0000

電話番号は、日中連絡のつ
く番号（携帯電話など）を
記載してください。

補助金交付申請書

住宅リフォーム補助金の交付を受けたいので、勝浦町住宅リフォーム補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

1 対象住宅

(1) 所有者 住所 勝浦町大字久国字久保田3
氏名 勝浦 太郎

併用住宅の場合は、
居住部分が 1/2 以上を占めること。

(2) 所在地 勝浦町大字久国字久保田3

(3) 住宅区分 専用住宅
併用住宅【店舗 事務所 その他（

2 リフォーム 住所 勝浦町大字〇〇字△△99番地9
工事施工業者 商号・名称 有限会社 ××建築
代表者職氏名 代表取締役 ×× □□
連絡先電話番号 0885-42-XXXX

補助対象となるのは、町内業者（個人事業主含む。）に限ります。町外業者不可。

3 工事の内容
キッチン天井・壁クロス張替え、リビング床改修(畳→フローリング)、洗面台入替え

工事箇所、どんな工事をするのかを記入

4 工事期間（予定） 令和 8年 6月 17日 ～ 令和 8年 7月 31日

5 補助対象経費 880,000 円

交付決定は申請書提出の日から3週間程度かかることを考慮して、工事期間を設定してください。

6 交付申請額 300,000 円
①×2/3 （上限 30 万円）

金額欄、わからなければ空欄でも可（見積書を見て役場で記入します。）

7 添付書類

(1) ①自己所有物件の場合

登記事項証明書等対象住宅の所有権を有する書類（対象住宅が登記されていない場合は、固定資産税評価額証明書等確認ができる書類）

②賃借物件をリフォームする場合

賃貸借契約書写し及びリフォーム内容に関する両者の同意書（任意様式）

(2) リフォーム工事に係る契約書又は請書及び見積書の写し

(3) リフォーム工事の内容を明らかにする図面等

(4) 施行前の現場写真（外観・施工箇所各所）

(5) 世帯全員の住民票及び納税証明書（勝浦町民の場合は添付不要）

(6) その他町長が必要と認めた書類

リフォーム後に移住予定で、申請時住所が町外の方は、住所登録のある市町村で住民票及び納税証明書を取得し、添付してください。

8 同意事項（第3条関係）

この補助金交付申請の審査のため、町が私と同一世帯の者の住民基本台帳及び町税等について確認することに同意します（勝浦町に住所を有する場合）。

また、リフォームを行うにあたり、第三者からの異議や紛争等が生じた場合は、私が責任を持って対処することとし、町に迷惑は一切かけません。

氏名 **勝浦 太郎**

氏名は自署してください。
押印は不要です。

この補助金交付申請の審査のため、補助対象者等(※)が暴力団員であるか否かの確認のため、徳島県警察本部に照会されることに同意します。また、補助対象者が暴力団であることが判明したときは補助金を返還するとともに、借受している住宅にあっては明け渡すことを誓約します。

※補助対象者等（補助対象者及び同一世帯の者）

補助対象者氏名 **勝浦 太郎**

氏名は自署してください。
押印は不要です。